

利用できる制度および多重・過重債務の  
解決方法の理解②  
—弁護士をどのように活用すればいいか—

平成28年12月20日

日本司法支援センター

第一事業部付

弁護士 浅川剛志

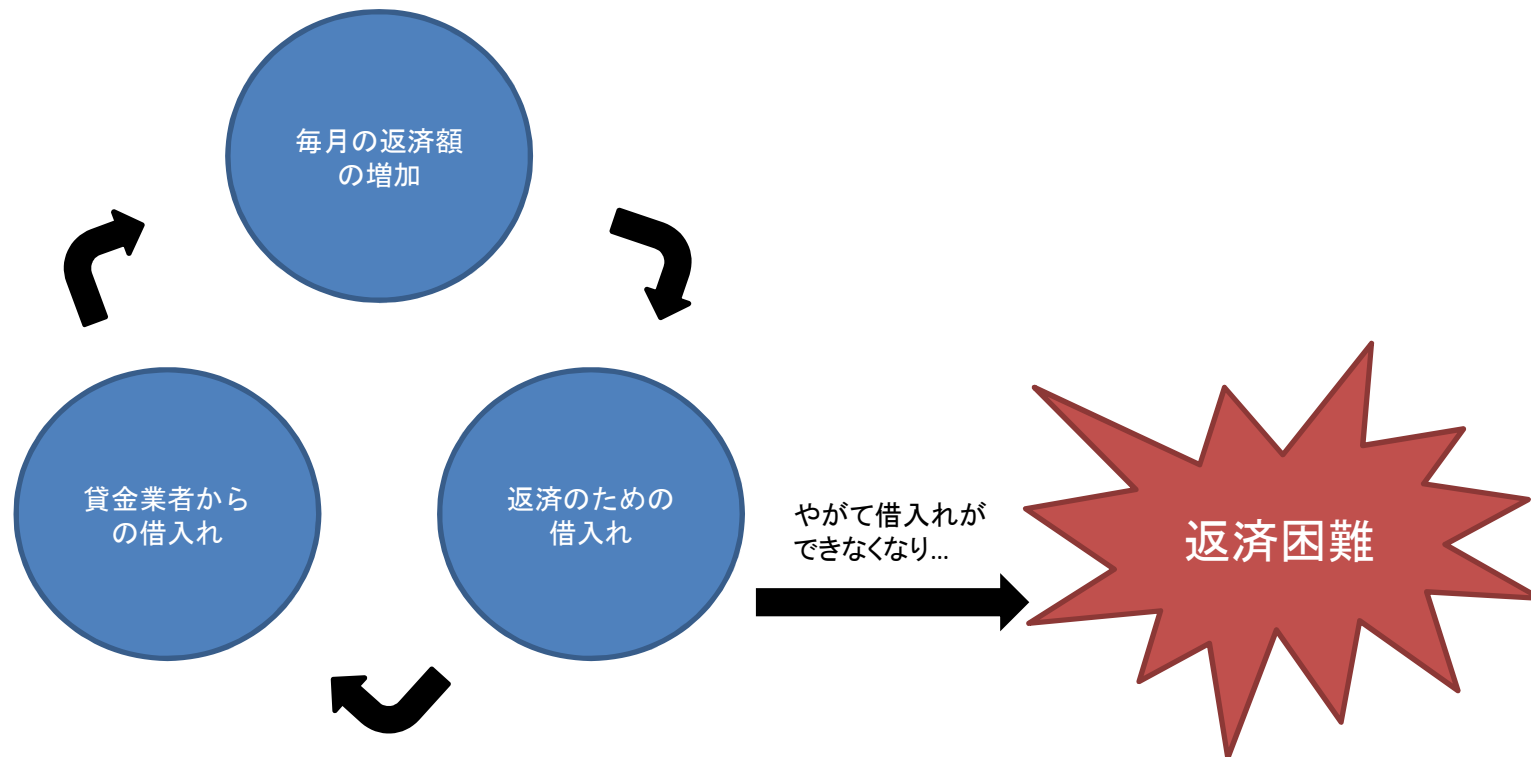
## 目次

- 第 1 「多重債務」とは何か
- 第 2 多重債務問題と弁護士に関わり方
- 第 3 法テラスや弁護士会の利用方法
- 第 4 相談員の皆様と弁護士との連携

## 多重債務が発生する仕組み

多重債務者とは、

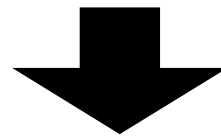
複数の貸金業者からの借入れにより、返済が困難となった人



## 相談者が多重債務者である場合

返済を続けていることで家計を圧迫していることが多い。

結果として、「家計の見直し」も困難に…



**債務整理の手続が不可欠**

## 債務整理の種類

- 任意整理
- 自己破産
- 個人再生
- 特定調停

## ※それ以外の解決方法

法テラスの  
簡易援助の  
利用も

- 消滅時効の援用

通常、借金の消滅時効の期間は5年間。ただし、相談者が「返済することを約束」したり、「実際に返済」したりすると、一旦進んだ時効期間がまた一からになってしまう。

『少しでも古そうな借金があれば、法律相談へ』

- 相続放棄

亡くなってから3か月以内に家庭裁判所に申請する必要あり。ただし、期間を過ぎてもなお申請が可能な場合もある。また、「親の財産を使う」などの行為をしてしまうと相続放棄をすることができなくなってしまう。

『相続した借金で悩んでいる場合は、法律相談へ』

- 実は過払いで債務ゼロ

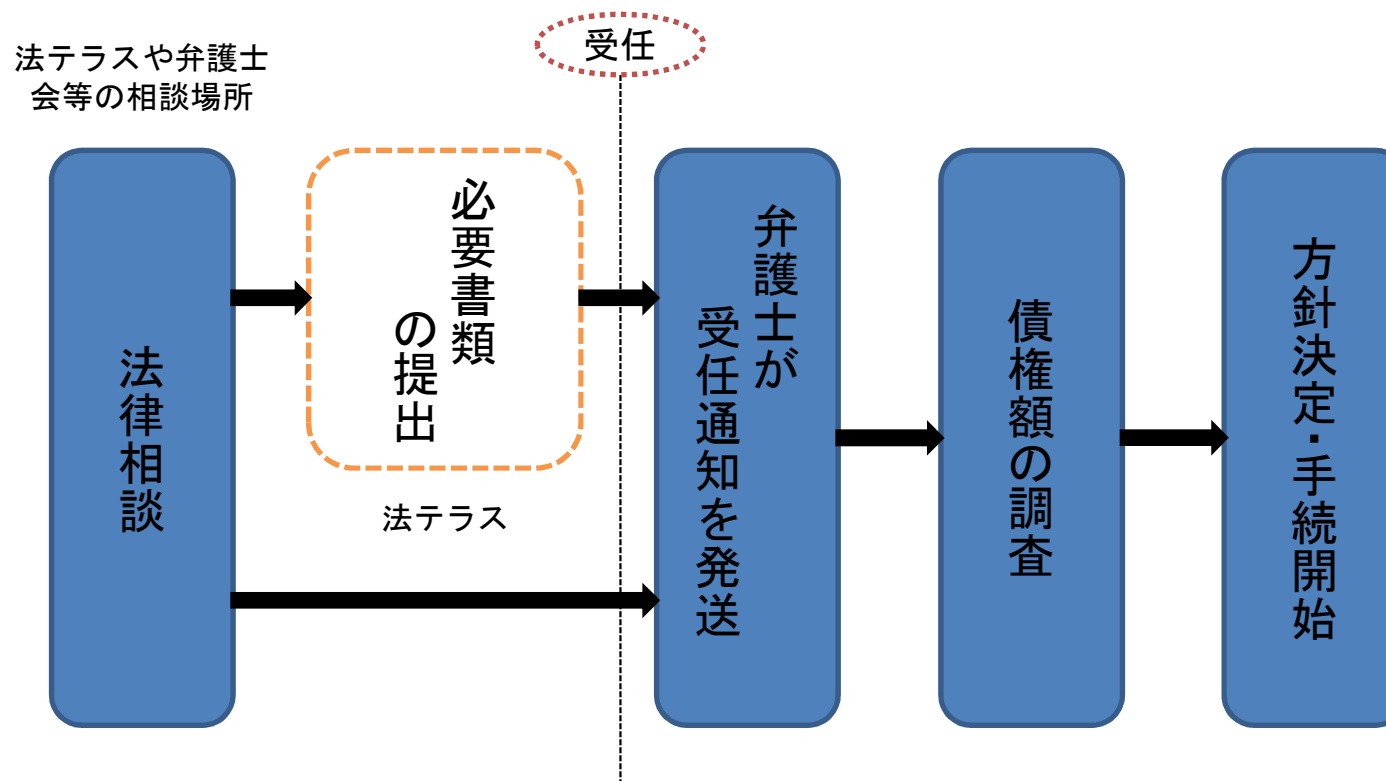
引き直し計算の結果、借金が無くなるだけでなく、過払金を貸金業者から取り戻せることも。ただし、業者の支払能力が無くなる前に、一刻も早く取立てを行う必要がある。

『借入れ・返済期間が長期の場合、直ちに法律相談へ』

計画的な返済が十分に見込まれるという場合を除いては、

**できるだけ早期に法律相談に誘導していただく  
ことで、利用できる解決方法の幅が広がります。**

## 債務整理の手順





## 法律相談

- ・ 法テラス、各弁護士会、自治体など様々な場所で法律相談が実施されている。
- ・ 債務整理の相談の場合、基本的には相談の場において受任至ることが多い。

可能であれば、相談員の方も法律相談に立ち会っていただけるとありがたいです。

## 受任通知の発送

- ・ 通常、受任直後に、債権者に対して弁護士が受任したことを通知する。
- ・ 受任通知後は、債権者からの督促が原則止まる。
- ・ 受任通知後に、正当な理由なく債権者が直接本人に対して借金の返済を求めることは、法律で禁じられている。
- ・ 受任通知後に違法な取立て（闇金対応も）に対しては、弁護士が警告を発するなどの対応が可能。

## 債権額の調査

- ・ 債権者からの取引履歴の開示  
通常、1～2か月程度の時間がかかる。

債権者からの督促が止まることで、相談者本人が安心してしまい気が緩んでしまうことも。返済をしなくてよいこの期間に、家計を管理するとともに、できる限り貯金することが大切です。

## 方針選択

自己破産	個人再生	特定調停	任意整理
<p>負債を ゼロにする手続 (=免責) *但し、未払い の税金は残る。</p>	<p>負債を圧縮して 返済する手続 (「100万円」か、 「負債の1/5」 のどちらか高い 方を返済)</p>	<p>裁判所の調停委 員に間に入って もらい業者と交 渉の上、返済額 を減らし、返済 期間を延ばす。</p>	<p>業者との交渉に よって返済額を 減らし、返済期 間を延ばす。</p>

※詳細は別紙1参照

## 法テラスの制度①

### 法律相談援助（＝無料法律相談）

→全国各地の法テラス事務所、法テラスと契約している弁護士の事務所、法テラスが指定する相談場所などで利用可能。

- 資力基準等の要件を満たす必要 ※詳細は別紙2参照
- 一つの案件について3回までの無料相談が可能
- 本人の同意のもとで、支援者の同席・相談予約代行が可能
- 高齢者・障害者に対しては、出張相談を実施している地域もあり

## 法テラスの制度②

### 代理援助

(= 弁護士等に支払う費用を法テラスが立て替える制度)

→ 各地の法テラス地方事務所に申込みをする必要がある。

### ☆必要書類

- 本籍・世帯全員の記載がある住民票
- 収入を証明する書類（生保受給証明書、年金額の通知はがき、給与明細3か月分）
- 償還金引落口座登録届出用紙（届出印、通帳が必要）
- 債権者一覧表

## 法テラスの制度② 一費用の目安一

法テラスを利用する場合の弁護士費用の目安(立替基準)

任意整理・ 特定調停事件	債権者数	1～5社	13万3000円
		6～10社	17万1200円
		11～20社	20万2800円
		21社以上	22万9400円
* 事件の性質上特に処理が困難なものについては29万1600円まで増額の可能性あり			
自己破産事件	債権者数	1～10社	15万2600円
		11～20社	17万4200円
		21社以上	20万6600円
* 事件の性質上特に処理が困難なものについては27万5657円まで増額の可能性あり			
民事再生手続	債権者数	1～10社	19万7000円
		11～20社	21万8600円
		21社以上	25万1000円
* 事件の性質上特に処理が困難なものについては32万4000円まで増額の可能性あり			

左記金額について、概ね3年以内での分割償還が原則。但し、猶予・免除制度あり。

★過払金を回収した場合、回収した過払金額の15%(交渉のみの場合)又は20%(訴訟提起した場合)を、別途報酬(税別)としてお支払いいただく必要があります。

★法テラスの無料法律相談を利用した場合、代理援助制度を利用して契約した場合のいずれにおいても、受任した弁護士の事件処理について、法テラスから指導又は指示することはできません。

## 弁護士会等の法律相談

- ・各地の弁護士会が、法律相談センター等で行われている。
- ・債務整理の相談（クレサラ相談）は、多くの地域で無料で行われている。
  
- ・自治体での法律相談

法律相談は、法テラスの相談でも弁護士会等の相談でも、利用しやすい方を使っていただいても構いません。どちらの場合であっても、法テラスの代理援助制度を利用することは可能です。



## 法テラス・サポートダイヤル

法テラスの専門オペレーターが、お問合せ内容に応じて、法制度や相談機関・団体等を紹介します。

お な や み な し  
0 5 7 0 - 0 7 8 3 7 4

利用料：0円

通話料：固定電話からは全国一律3分8.5円（税別）

受付日時：平日9:00～21:00 土曜9:00～17:00

## 相談員の皆様にご協力いただきたいこと

### (1) 弁護士関与前

- 情報収集（家計状況、相談者の事情、過去の大まかな借入返済歴等）
- 本人のケア（不安軽減、弁護士への心理的ハードルを下げること）
- 法律相談、特定調停の案内等適切な橋渡し

## 相談員の皆様にご協力いただきたいこと

### (2) 債務整理相談後、手続中

- 本人のケア（弁護士との仲介、適切な判断をするための助言）
- 方針決定に当たっての判断資料収集
- 裁判所提出用の家計表・返済計画表作成
- 守秘義務へのご理解

相談員の皆様にご協力いただきたいこと

(3) 債務整理手続終了後

- 家計管理が定着しているかを継続的にチェック
- 積み残された問題がないかを確認
- 必要があれば再度の法律相談を本人に勧める

## (別紙1)

## 債務整理4種類の簡単比較

	自己破産	個人再生	特定調停	任意整理
弁護士の関与	要	要	不要	要
裁判所の関与	あり	あり	あり	原則はなし
信用情報への登録 * 1	あり	あり	あり	あり
資産の維持	原則できない	できる	できる	できる
裁判所に納める費用 (各地で運用が違うので本人の住所地を管轄する裁判所に確認要。法テラスで立て替えられる場合あり。)	必要 (管財人が選任される場合は22万円程度を申立てまでに積み立てる必要あり 選任なければ2万円程度)	必要 (再生委員が選任される場合は15-30万円を申立てまでに積み立てる必要あり 選任なければ1-3万円程度)	必要 (債権者1社ごとに700円程度)	不要
官報に載るか	載る	載る	載らない	載らない
資格制限 * 2	あり	なし	なし	なし
勤務先に知られるか?	知られない	知られない	知られない	知られない
選挙権	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし
戸籍	載らない	載らない	載らない	載らない

\* 1 「信用情報」とは？

債務者の返済能力を判断するための情報を、民間の信用情報機関が登録し、銀行や金融業者間で共有しているもの。貸金業者との取引残高、延滞や債務整理などの事故情報が記載される。過払金返還請求の記録は事故情報として記録しないよう金融庁が指導している。

\* 2 「資格制限」とは？

破産手続開始から復権（多くの場合は免責決定の確定）までの間、職業が制限される場合がある。生命保険募集人、損害保険代理人、警備員、証券会社外務員、宅地建物取引主任者、弁護士、弁理士、司法書士、公認会計士等。

株式会社の取締役である場合は、委任関係が自動的に終了してしまうため再度株主総会で選任してもらう必要がある。



## (別紙2)

資力基準の確認方法 ([http://www.houterasu.or.jp/k/taimen\\_soudan.html](http://www.houterasu.or.jp/k/taimen_soudan.html))

資力基準に該当しているかどうかは、以下の収入要件と資産要件を満たしているかどうかで判断します。

### ●【収入要件】

申込者及び配偶者(以下、「申込者等」)の手取り月収額(賞与を含む)が下表の基準を満たしていることが要件となります。離婚事件などで配偶者が相手方のときは収入を合算しません。

人数	手取り月収額の基準 注1
1人	18万2,000円以下 (20万200円以下)
2人	25万1,000円以下 (27万6,100円以下)
3人	27万2,000円以下 (29万9,200円以下)
4人	29万9,000円以下 (32万8,900円以下)

人数	家賃又は住宅ローンを負担している場合に加算できる限度額 注2
1人	4万1,000円以下 (5万3,000円以下)
2人	5万3,000円以下 (6万8,000円以下)
3人	6万6,000円以下 (8万5,000円以下)
4人	7万1,000円以下 (9万2,000円以下)

注1: 東京、大阪など生活保護一級地の場合、()内の基準を適用します。以下、同居家族が1名増加する毎に基準額に30,000円(33,000円)を加算します。

注2: 申込者等が、家賃又は住宅ローンを負担している場合、基準表の額を限度に、負担額を基準に加算できます。居住地が東京都特別区の場合、()内の基準を適用します。

●【資産要件とは】

申込者及び配偶者（以下、「申込者等」）の保有する現金及び預貯金が下表の基準を満たしていることが要件となります。離婚事件などで配偶者が相手方のときは資産を合算しません。

人数	現金・預貯金合計額の基準 注1
1人	180万円以下
2人	250万円以下
3人	270万円以下
4人以上	300万円以下

注1:3ヶ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。